

令和2年11月27日

1. 出席議員

1 番	中 村	日出代	10 番	伊 東	茂
2 番	池 田	廣 志	11 番	松 尾	勝 利
4 番	杉 原	元 博	12 番	徳 村	博 紀
5 番	樋 口	作 二	13 番	福 井	正
6 番	中 村	和 典	14 番	松 尾	征 子
7 番	中 村	一 堯	15 番	松 田	義 太
8 番	稲 富	雅 和	16 番	角 田	一 美
9 番	勝 屋	弘 貞			

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	谷 川	清 高
事 務 局 長 補 佐	樋 口	貴 司
議 事 管 理 係 長	小 野 原	竜 久

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	中	村	和	彦
総	務	大	代	昌	浩
総	務	松	林		聡
市民部長兼福祉事務所長		橋	村	直	子
産	業	土	井	正	昭
建	設	寺	山	靖	久
会計管理者兼会計課長		中	島		剛
総	務	岩	下	善	孝
総	務	江	頭	憲	和
人権・同和对策課長		江	口	清	一
企画財政課長兼選挙管理委員会事務局参事		田	崎		靖
企画財政課参事兼選挙管理委員会事務局長		川	原	逸	生
市	民	梶	山	照	之
税	務	山	口	徹	也
保	険	広	瀬	義	樹
保	険	寺	山	理	津
福	祉	中	村	祐	介
産	業	嶋	江	克	彰
商	工	江	島	裕	臣
農	林	下	村	浩	信
都	市	山	浦	康	則
都	市	藤	井	節	朗
環境下水道課長兼ラムサール条約推進室長		田	代		章
水	道	染	川	康	輔
教育次長兼教育総務課長		山	崎	公	和
生涯学習課長兼中央公民館長		幸	尾	か	おる

令和2年11月27日（金）議事日程

開 会・開 議（午前10時）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案の一括上程（市長の提案理由説明）
- 日程第4 議案第36号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について
議案第37号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
議案第38号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第39号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の設定について
- （一括質疑、一括討論、採決）

午前10時 開会

○議長（角田一美君）

おはようございます。ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、鹿島市議会令和2年12月定例会を開会いたします。

本日の開議に先立ちまして申し上げます。

新型コロナウイルス感染防止対策として、議場の扉を開放して会議を進めます。議場においては、出席者の発言時以外のマスクの着用をお願いします。

それでは、議事に入ります。

日程はお手元の議事日程どおりといたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（角田一美君）

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、11番松尾勝利議員、12番徳村博紀議員、13番福井正議員、以上を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（角田一美君）

日程第2．会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期は、お手元の会期日程（案）のとおり、本日から12月18日までの22日間

といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

御異議ないものと認めます。よって、会期は22日間と決定いたしました。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。谷川事務局長。

○議会事務局長（谷川清高君）

諸般の報告をいたします。

本日招集の12月定例会に市長から議案23件の提出がありました。報告事項、議案番号及び議案名は配付しております議案書の目次に記載のとおりであります。

次に、監査委員から令和2年度8月分の出納検査結果の報告がありましたので、その写しをお手元に配付いたしております。

以上で諸般の説明を終わります。

日程第3 議案の一括上程（市長の提案理由説明）

○議長（角田一美君）

次に、日程第3．議案の一括上程であります。

議案第36号から議案第58号までの23議案を一括上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

おはようございます。このところ気温が下がってきましたので、皆さん体調の管理に気を配っていただくようお願いをいたします。

それでは、本日ここに鹿島市議会令和2年12月定例会を招集し、諸案件につきまして御審議をお願いするものでございますが、議案の提案に先立ちまして、鹿島市を取り巻く最近の情勢や今後の主要な施策について申し上げます。

本年も残すところ、あと一月ほどになりました。この1年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症と自然災害、この2つに大きく影響を受けた年となりました。

特に、新型コロナウイルス感染症につきましては、感染症拡大防止のため、不要不急の外出自粛や事業活動の自粛など、なるべく人との接触機会を減らすよう要請され、市民の皆様のご生活様式が一変いたしました。今では密閉、密集、密接のいわゆる3密を回避する行動を心がけていただき、外出の際はマスクが欠かせないようになりました。それに加えて、3密になりやすいイベントをはじめ、地域の伝統行事や祭りが延期や中止となるなど、大切な地域コミュニティの機会までもが失われる状況となりました。

そして、このような生活様式の変化や様々な自粛は地域経済に大きな打撃を与え、中でも市内の飲食店は特に厳しい経営環境を強いられました。

そのような中で、本市では国や県の経済対策事業に加え、「今こそ家めし！キャンペーン

ン」や「鹿島を元気に！家計もお店も『助かつ券』」など、独自の経済支援事業を実施してまいりました。これらの事業は飲食店をはじめとした自営業の皆様の支援となるとともに、市民の皆様の家計の支えにもなり、一定の効果があつたものと考えております。

いまだ新型コロナウイルス感染症の終息は見通せない状況でありますし、また、これから冬本番を迎え、感染者数の記録的な増加が懸念されております。県内におきましては、グループホームでクラスターが発生するなど気を緩めることができない状況でございます。

これまで本市では防災行政無線や市報、ホームページ、そして、私自身も感染予防の徹底について市民の皆様へ呼びかけを行い、周知啓発に努めてまいりました。今後も市民の皆様の健康を守ることを第一に考え、国や県と連携しながら、十分な感染予防対策と社会経済活動との両立を図ってまいりたいと考えております。

次に、本年のもう一つの大きな出来事が、令和2年7月豪雨による自然災害でございます。本年7月6日からの断続的な大雨により浜川の越水や土砂災害など、県内で唯一災害救助法の適用を受けるほど近年に類を見ない甚大な被害が発生いたしました。被災した道路、農地、農業用施設などにつきましては、国の災害査定が完了したところから順次、工事に着手しており、一日も早い復旧を目指して取り組んでおります。

本市は、これまで幾度かの大きな水害の経験を生かしながら、災害に強いまちづくりを進めてまいりました。そして、今回の豪雨災害やここ数年の全国各地での自然災害を目の当たりにして、その思いをさらに強くしたところでございます。そのため、来年度が初年度となる第七次鹿島市総合計画につきましては、災害に強いまちづくりを大きな方針の一つとして盛り込んでいるところでございます。市民の生命と財産を守ることは行政の責務であり、引き続き防災・災害対策に取り組んでまいります。

次に、第七次鹿島市総合計画について申し上げます。

基本構想、基本計画、実施計画の3階層から成る総合計画は、本市のまちづくりの指針として、また、総合的かつ計画的な行政運営を図るために策定をするものでございます。

まず、今回の第七次総合計画の策定に際しましては、特徴的な事項として大きく分けて3つございます。

1点目は、別途制定をします「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と一体的に策定をしたことでございます。総合戦略は総合計画に掲げるまちづくりのうち、主に人口減少対策に特化した施策を提示したもので、まちづくりを進める上では総合計画と総合戦略で整合性を持って進めることが重要と考え、一体的に策定をしたものでございます。

2点目は、近年、多発している豪雨や地震など大規模災害を鑑み、基本構想に災害に強いまちづくりを掲げたことでございます。災害に対して日頃から災害を想定した備えを心がけ、市民の皆様、行政などがそれぞれの役割の中で、お互いに助け合える防災意識の強いまちづくりを目指すこととしております。

3点目は、Society5.0の実現や持続可能な開発目標SDGsの推進など、国が推進をする施策を明記し、本市において持続可能な住民サービスを提供していくための施策や事業を展開することとしております。

そして、これからのまちづくりには鹿島らしい地域性、地域力、地域資源を活用したまちづくりとともに、地域独自の課題解決のため、市民の皆様と地域の各種団体が協働して進める地域共生社会の実現が必要だと考えております。

続きまして、これまでの審議経過について申し上げます。

7月までに庁内案を取りまとめた後、8月に総合計画審議会に諮問をし、計6回にわたり慎重かつ熱心に御審議をいただき、去る11月12日に答申をいただいたところでございます。

また、6月、8月、10月の全員協議会において、議員の皆様からいただきました御意見や提案につきましても改めて検討を行い、最終案に反映をいたしております。

第七次鹿島市総合計画の基本構想及び基本計画につきましては、鹿島市議会基本条例第13条第1項に基づき、本定例会におきまして議案として提案いたしております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策の一環で本市独自の経済支援策の一つでございます飲食店緊急支援事業、いわゆる「家めしキャンペーン」第2弾について申し上げます。

当初このキャンペーンは、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、特に厳しい経営環境となられました市内の飲食店を支援するため、第1弾として本年4月29日から7月12日にかけて実施をし、御利用された市民の皆様をはじめ、飲食店の皆様からも大変好評を得たものでございます。

9月に入りましてからは、国のGo To キャンペーンなども順次開始され、飲食店においても少しずつ客足が戻りつつあるようではございますが、いまだにコロナの終息が見通せない現状においては、以前の客足を取り戻すにはほど遠いといった状況でございます。そこで、年末年始にかけ市内での飲食等の需要を喚起するため、今月21日、1週間ほど前ですが、第2弾のキャンペーンを開始したところでございます。

今回のキャンペーンは、これまでの市内飲食店のみならず、生鮮食料品店や酒販店も加盟店の対象としておりまして、支援の裾野の対象を拡充するとともに、取得したクーポン券は店内飲食でも利用可能するなど、第1弾のキャンペーンを改良し、タイトルも「家めし&店のみキャンペーン」と名づけて、先週末から開始をしたところでございます。

総発行枚数は前回の約2倍となります20万枚を予定しており、さらに今月から県内でも本格的に利用が可能となりました国のGo To Eat食事券との併用も可能とすることで利用者の皆様にとっては非常に使いやすいものとなっております。

また、クーポン券の使用期限につきましては、来年2月14日までを予定しておりまして、この間のクーポン券利用に伴う追加の消費額も含めて算定をいたしますと、少なくとも1,400,000千円以上の経済効果があると見込んでおります。

多くの皆様に御利用いただくことが、感染予防に取り組みながら事業継続に努めていただいている市内の飲食店などの支援につながるものと大いに期待をしているところでございます。

次に、インフルエンザ予防接種助成について申し上げます。

これから本格的な寒い時期を迎え、インフルエンザの流行期に入っております。今期は例年と違い、新型コロナウイルス感染症との同時流行が懸念されています。

本市では、市民の皆様全員がインフルエンザ予防接種の助成を受けていただけるよう、これまで助成の対象外であった16歳から64歳の方へも、今年度に限り助成を拡大したところでございます。これにより、双方の感染症に伴う混乱を回避し、併せて感染症拡大防止を図りたいと考えております。

次に、農産物の状況について申し上げます。

今年の7月豪雨や台風9号、10号などにより農作物も被害を受けたところでございます。

まず、水稲につきましては、豪雨による冠水や台風による倒伏、トビイロウンカの被害、さらには登熟期の日照不足の影響が重なり、現時点での佐賀県の作況指数は82と推定をされておりまして、今後、この数字は動くこともございますけれども、昨年に引き続いて厳しい状況となっております。鹿島市の共同乾燥施設の荷受け重量は、非常に厳しかった昨年と同程度となっており、収穫量が落ち込んでいるということを表しております。

次に、大豆につきましては、7月下旬から8月上旬の長雨により播種時期が大きく遅れ、生育不良となり収穫量が例年より減少することが予想されております。

次に、温州ミカンにつきましては、梅雨が長引いた上、7月豪雨により市内の園地も被害を受けたところですので。迅速に品質向上のための取組が行われたことがございまして、8月以降は順調に回復をして、単価も前年より上がっている状況でございます。今後、出荷されるミカンにつきましては、9月の台風などの影響も考えられますが、農家の皆様をはじめ関係機関がしっかり取り組んでいただいて被害を最小限に抑え、品質向上を図るということで、鹿島ミカンのブランド力を維持しようとする努力をしていただいているところでございます。

次に、野菜の状況ですが、イチゴやミニトマトについては、台風などの影響が心配されましたが、事前の対策をしっかりやってもらったということもございまして、被害を最小限に抑えることができました。定植の準備中、または定植の直後でありました苗が被害を受けたものの、植え直す等迅速に対応していただいて、収穫に影響がない程度にまで回復しております。イチゴにつきましては、11月9日から出荷が開始をされているところでございます。また、タマネギにつきましては、一部雨の影響で発芽不良もありましたが、その後は天候が回復し、現在、順調に定植が行われているところでございます。

次に、肥前鹿島干潟ラムサール条約湿地登録5周年について申し上げます。

平成27年5月にラムサール条約湿地に登録された肥前鹿島干潟が、今年度で登録5周年を

迎えました。鹿島市ではこの5年間、ラムサール条約の目的であります湿地の保全、再生、賢明な利用、そして、これらを支え促進する交流、学習への理解を深めていくための活動を行ってまいりました。これにより有明海の自然環境の重要性が再認識され、市民の皆様の有明海の環境保全に対する関心も次第に高まってきたと感じております。

また、平成28年より環境省の提唱でございます地球循環共生圏の構築ということに向けて、肥前鹿島干潟の保全、利活用を中心に、環境と産業の調和を図る事業を環境省と共に推進してまいりました。この取組は、令和元年度の環境白書に先進地のモデルケースとして紹介をされ、全国からも注目を集めているところでございます。

そして、これら5年間の集大成として、年明け1月24日にエイブルホールにおきまして「有明海から環境を考えるシンポジウム」を開催する予定にしております。このシンポジウムでは、佐賀大学による有明海海域環境調査の研究、有明海のカモの種類と数の一斉調査、カモによるノリの被害調査の研究を報告する予定となっております。

また、エイブルのエントランスロビーでは、市内小・中学生に配付している「らむさーるだより」の原画展や下水道事業の紹介を分かりやすく行う予定で、子供たちも参加できる予定となっております。

この機会に私たちの身近にある有明海の恩恵に思いをはせ、有明海の自然環境を理解していただく契機となるよう期待をしているところでございます。

最後に、新市民会館建設事業について申し上げます。

新市民会館建設事業の進捗につきましては、先日の全員協議会におきまして説明申し上げましたように、本年7月に建築工事の入札が不落となりまして、以降、方針やスケジュールについて各方面からの情報を収集するとともに、設計内容の分析など検討を重ねてきたところでございます。しかしながら、今後の再入札の手続などを考慮しますと、今年度の着工は厳しい状況でございます。

したがって、令和2年度から令和3年度の継続事業としておりました本事業期間を延長するとともに、事業予算2,600,000千円の積み増しを行い、令和2年度から令和4年度までの3か年の事業として進めてまいりたいと考えておりました、本定例会においてそのための補正予算、継続費の変更をお願いしております。

また、建設財源につきましては、先日、武田良太総務大臣にお会いをする機会をいただきましたので、直接、地方債の期間の延長等についてしっかりとお願いをすることができましたことを皆様に御報告いたしておきます。

新市民会館建設事業は、これまで約7年間に及ぶ市民の皆様との議論を経て、建て替えを行うということが決まりました。これまでの長い議論の重みを受け、引き続き市民の皆様の期待に応える新市民会館となるよう進めてまいります。市民の皆様には、大変御心配をかけしているところでございますが、いましばらく時間をいただきたいと思っております。

それでは、提案をいたしました案件につきまして、その概要を説明いたします。

議案は条例改正 9 件、補正予算 5 件、指導路線認定 1 件、そのほか、総合計画に係るもの、指定管理者の指定など 7 件、専決処分事項の承認 1 件の合計 23 件でございます。

初めに、条例改正に関する議案 9 件について申し上げます。

議案第 36 号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは今年度の佐賀県人事委員会勧告に基づき、佐賀県職員の期末手当が引き下げられることなどに伴いまして、それらに準じた内容で条例を改正するものでございます。

続きまして、議案第 37 号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例、議案第 38 号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第 39 号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の 3 件について申し上げます。

市長、副市長、教育長及び議会議員の皆様様の期末手当については、国家公務員の指定職の賞与等を参酌しながらこれまで改定を行ってきており、本市におきましても三役及び議員の皆様様の期末手当の支給月数を引き下げる条例改正をお願いするものでございます。

次に、議案第 40 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当の特例を設けるため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第 41 号 鹿島市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは市税等の減免に係る申請書の申請期限を延長したいので、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第 42 号 鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

地方税法施行令の一部改正等に伴い、国民健康保険税の軽減の判定所得基準額の見直し等について所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第 43 号 鹿島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

地方税法等の一部改正に伴い、後期高齢者医療保険料に係る延滞金の割合の特例について所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第 44 号 鹿島市肥前浜宿継場設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは肥前浜宿継場の休館日を実情に合わせて変更したいので、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、補正予算に関する議案 5 件について申し上げます。

まず、議案第 45 号 令和 2 年度鹿島市一般会計補正予算（第 7 号）について申し上げます。

今回の補正は、事業確定に伴う経費の増減などについて計上いたしてありまして、予算の総額から1,195,063千円を減額し、補正後の総額を20,210,652千円といたすものでございます。

歳入につきましては、普通交付税及び地方特例交付金などの確定により増額計上いたしてあります。また、各種事業の決定、追加に伴う国県支出金、負担金などを計上いたしてあります。

歳出のうち主なものといたしましては、総務費では市民会館建設事業の継続費の補正に伴い、今年度の予算を減額いたしてあります。

民生費では障害者施設給付費や保育所運営事業費、生活保護費などを増額計上いたしてあります。

土木費では急傾斜地崩壊防止事業などを、教育費では小学校情報教育施設整備事業などを計上いたしてあります。

また、東亜工機株式会社様、光武酒造場様などから御寄附をいただいておりますので、それぞれ御寄附の趣旨に従い有効に活用させていただくことといたしてあります。

このほか、漁港海岸保全施設整備事業など5事業につきましては、諸般の理由によりまして、令和3年度に繰り越して支出する必要があるため、繰越明許費を提出いたしてあります。

次に、議案第46号 令和2年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、主に歳入において新型コロナウイルス感染症に係る減免により国民健康保険税を減額して、国県支出金を増額し、一般会計繰入金を増額するものでございます。歳入においては、職員の人件費を増額し、新型コロナウイルス感染症に係る減免により過年度還付金を増額するものでございます。

次に、議案第47号 令和2年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳出のうち職員の人件費を減額し、これに伴い、歳入で一般会計繰入金を減額いたすものでございます。

次に、議案第48号 令和2年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、人件費の各費目の増減について計上いたすものでございます。

補正予算に関する議案の最後に、議案第49号 令和2年度鹿島市下水道事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、人件費等の各費目の増減について計上いたすものでございます。

続きまして、議案第50号 市道の路線認定について申し上げます。

これは道路用地の寄附に伴い、新規路線として市道浜干拓線を認定したいので、道路法の

規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第51号 第七次鹿島市総合計画の基本構想及び基本計画についてでございますが、これは先ほど申し上げました内容でございます。

続きまして、議案第52号から議案第56号、指定管理者の指定について申し上げます。

今回提案いたしております公の施設5施設のうち、議案第52号 鹿島市高齢者福祉施設一本柿荘、議案第53号 鹿島市勤労者福祉センター、議案第54号 鹿島市肥前浜宿継場及び議案第56号 蟻尾山公園につきましては、いずれも現在、指定管理者による管理をお願いしておりますが、指定管理が令和3年3月31日までとなっております。令和3年4月1日からも引き続き同じ団体に管理をお願いしたいので、地方自治法及び鹿島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。議案第55号 鹿島市旧乗田家住宅につきましては、新たに令和3年4月1日から指定管理者による管理をお願いしたいので、地方自治法及び鹿島市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第57号 財産の取得について申し上げます。

これはICT教育を推進するために、市内の小・中学校に高速大容量校内無線LAN機器を導入するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

最後に、議案第58号 専決処分事項（訴訟上の和解）の承認について申し上げます。

これは損害賠償請求事件に関する和解について、10月29日付で専決処分をいたしたものでございます。

以上、提案いたしました議案の概要につきまして説明をいたしましたが、詳細につきましては、御審議の際、担当部長、または課長が説明をいたしますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

お諮りします。議案第36号から議案第58号までの23議案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第36号から議案第58号までの23議案は委員会付託を省略することに決しました。

日程第4 議案第36号～議案第39号

○議長（角田一美君）

次に、日程第4. 議案第36号から議案第39号の4議案を一括して審議に入ります。

当局の説明を求めます。岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

それでは、議案第36号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第39号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定についてまで4議案を一括して御説明いたします。

議案書は1ページから8ページまで、議案説明資料も1ページから8ページまででございます。

まず、議案書1ページをお願いします。

議案第36号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、佐賀県職員の給与改定に準じまして職員の給与を改定したいので、この案を提出するものでございます。

議案書2ページがその改正内容でございます。

次に、3ページをお願いします。

議案第37号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、市長及び副市長の期末手当を改定したいので、この案を提出するものでございます。

議案書4ページがその改正内容でございます。

次に、5ページをお願いします。

議案第38号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、教育長の期末手当を改定したいので、この案を提出するものでございます。

議案書6ページがその改正内容でございます。

次に、7ページをお願いします。

議案第39号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、議員の期末手当を改定したいので、この案を提出するものでございます。

議案書8ページがその改正内容でございます。

それでは、以上の具体的な改正内容につきまして、議案説明資料により御説明いたしますので、よろしく御願いいたします。

議案説明資料の1ページから5ページまで、これは4つの条例の新旧対照表になっております。

6ページのほうをお願いします。

議案第36号から第39号までの一括した説明資料でございます。

鹿島市では平成27年度から、より地域の実情を反映するという点において、佐賀県人事委員会の勧告に準じ職員の給与を改定し、それとともに市長、副市長、教育長及び議会議員の期末手当を改定しているところでございまして、今回も同様に所要の改正を行うものでござ

います。

まず1項目め、改正理由でございますが、先ほども申し上げましたとおり、佐賀県職員の給与改定に準じて職員給与の改定並びに市長、副市長、教育長及び議会議員の期末手当を改定したいので、関係条例の所要の改正を行うものでございます。

次に2項目め、令和2年の佐賀県人事委員会給与勧告の概要について御説明をいたします。

本年の佐賀県人事委員会の給与勧告は、11月19日の全員協議会で御説明いたしましたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年より遅れて作業が進められており、現時点においては10月23日に期末手当及び勤勉手当に関する報告及び勧告のみが出されている状況で、月例給の勧告がまだ出されていないのが現状でございます。

以上のことから、今回の条例改正につきましては、まず、期末手当、勤勉手当に係る条例改正を行うものでございます。

なお、今後、月例給に係る勧告が出されましたら、その内容に応じて必要な手続を行うことといたしております。

それでは最初に、(1)本年の給与勧告の主なポイントでございますが、公民の給与格差に基づいて給与改定を行うもので、期末・勤勉手当を引き下げるというものでございます。

具体的には、期末・勤勉手当を0.05月分引き下げ、現行の4.5月分を4.45月分とし、引下げ分は期末手当に反映するものでございます。

次に、(2)の勧告の根拠となります県内の民間給与実態調査でございますが、県では企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の県内民間341事業所から無作為に153事業所を抽出して調査がなされております。

その結果が(3)になりますが、佐賀県では昨年8月から本年7月までの1年間の民間の特別給の支給割合と、県職員の年間の期末手当、勤勉手当の支給月数を比較したところ、6ページの下の方のように、民間の支給割合が4.43月分となり、県職員の支給月数の現行4.5月分より0.07月分下回る結果となっております。

期末・勤勉手当につきましては、従来から国や他の都道府県と同様に0.05月を単位として実施がなされております。そこで、民間の支給割合に見合うように0.05月分引き下げて、この引下げ分を期末手当に反映するというものでございます。

次に、7ページのほうをお願いします。

上の表を御覧いただきますと、一般職の職員の場合、令和2年度の12月期の期末手当、現行1.3月分から0.05月分引き下げて1.25月分とし、令和3年度以降の期末手当については、6月と12月をそれぞれ1.3月分から0.025月分引き下げて1.275月分とするものでございます。

次に、(4)勧告の実施の時期でございますが、令和2年12月1日とするものでございます。

次に、3項目めは鹿島市の改正内容でございます。

最初に、(1)職員の給与改定につきましては、今回の佐賀県人事委員会の給与勧告に基づ

きまして県職員の給与が改定されることから、本市の職員についても県職員の給与に準じて改定いたすものでございます。

①の期末手当につきましては、7ページ中段の表を御覧いただきますと、令和2年度の一般職で12月期の期末手当を、現行1.3月分から0.05月分引き下げて1.25月分とし、令和3年度以降は6月期と12月期の期末手当をそれぞれ1.3月分から0.025月分引き下げて、それぞれ1.275月分とするものでございます。

②の会計年度任用職員に支給する期末手当の特例措置について御説明をいたします。

本年4月から新たな臨時非常勤職員制度でございます会計年度任用職員制度が始まっております。新たな制度に移行して一定条件を満たす会計年度任用職員には、職員の例によりまして期末手当を支給することとしております。

会計年度任用職員は、年度ごとの募集及び任用であることなどを踏まえて、今回の職員の給与改定に伴う会計年度任用職員に係る期末手当の改定は、次年度である令和3年度から適用することとするため、令和2年12月に支給する期末手当を従前の例によることとする特例措置を設けるものでございます。

次に、(2)特別職の期末手当の改定につきましては、国家公務員の指定職の賞与等を参照しながらこれまで改定を行ってきておりますことから、今回も同様に0.05月分引き下げるものでございます。

8ページのほうをお願いします。

その内容といたしまして、市長、副市長、教育長及び議会議員の期末手当については8ページ上段の表の右側、令和2年度12月期の期末手当、現行1.7月分から0.05月分引き下げ、1.65月分として、令和3年度以降は6月期と12月期の支給月数を平準化して、それぞれ1.675月とするものでございます。

次に4項目め、施行期日は、議案第36号から議案第39号まで4つの条例共通でございますが、第1条による改正として令和2年12月期の期末手当を0.05月分引き下げる改正は、令和2年12月1日の施行となります。そして、第2条による改正として令和3年度以降の6月期と12月期の期末手当をそれぞれ0.025月分引き下げて平準化する改正は、令和3年4月1日の施行となります。

次に、8ページ中段の表を御覧いただきたいと思っております。

今回の給与改定による今年度の人件費の影響額の見込みにつきまして御説明をいたします。

まず、表の上段で一般職及び任期付職員の数でございますが、一般会計、特別会計並びに水道事業会計、下水道事業会計、これを合わせまして250人、改定があります期末手当Bの欄の合計は、4,372千円の減、共済費Dの欄の合計は864千円の減となり、合計しますとE欄の5,236千円の減になります。そして、このAからDまでの合計5,236千円から共済費Dを差し引いた期末手当の額を職員数250人で除した実際の職員1人当たりの支給額は17千円の減

ということになり、共済費Dを含んだ人件費全体では職員1人当たり21千円の減ということになります。

また、特別職で見ますと、三役と議会議員の期末手当 a の欄の合計は410千円の減、共済費 b の欄の合計は17千円の減で、合計いたしますと c 欄の427千円の減になります。そして、期末手当は三役1人当たり39千円の減、議会議員20千円の減、共済費を含めると、三役1人当たり44千円の減、議会議員20千円の減になります。

これら一般職及び特別職の影響額の合計でございますが、右下表の外側にありますとおり、総額で5,663千円の減を見込んでおります。

以上に関する新旧対照表につきましては、この説明資料の1ページから5ページとなります。1ページから2ページの鹿島市職員給与条例等の一部改正は、第1条による改正で令和2年度の期末手当の月数、第2条の改正による改正で令和3年度以降の期末手当の月数、附則第2条による改正で会計年度任用職員の期末手当の特例措置を改正しているものでございます。

そして、3ページからの特別職につきましても、それぞれ第1条による改正で令和2年度の期末手当の月数、第2条による改正で令和3年度以降の期末手当の月数を改正しているものでございます。

以上で議案第36号から議案第39号までの佐賀県人事委員会給与勧告に伴います4議案につきまして一括での御説明を終わりますが、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第36号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第36号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第37号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例の制定については、

これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第37号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第38号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第38号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第39号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第39号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明日28日から12月2日までの5日間は休会とし、次の会議は12月3日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時57分 散会